

内閣府同時発表

平成20年10月28日

## 冬季の省エネルギー対策について

～ 11月から3月は冬季の省エネキャンペーン～

11月から3月までの期間において、冬季の省エネルギー対策を促進するため、昨日、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議を開催し、「冬季の省エネルギー対策について」を決定しました。冬はエネルギー消費が増加する季節です。暖房中の室温は20℃を目安に過度にならないように適切に調整する等の省エネルギー対策を実践しましょう。

1. 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成され、毎年、エネルギー消費が増加する夏、冬が始まる前に開催され、夏・冬の省エネルギー対策を決定しています。昨日、別添のとおり本年の「冬季の省エネルギー対策について」を決定しました。また、今朝の閣僚懇談会において、11月1日から3月31日までの「冬季の省エネルギー対策について」の実施が取り上げられました。
2. 決定内容には、暖房中の室温は20℃を目途に過度にならないよう調整する等の省エネルギーの実践項目が含まれており、政府は、国民に省エネルギー対策の実践についての協力を呼びかけます。特に、照明機器の購入に当たって、白熱電球を電球形蛍光灯へ代替可能なものについて原則切替え、省エネ家電普及促進ウィーク（平成20年11月21日から平成20年12月31日）における積極的な省エネ家電の選択・購入、夜間照明等におけるグリーン電力の活用を盛り込んでいます。さらに、平成20年5月に成立した「エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正する法律」（平成21年4月施行）における事業者単位でのエネルギー管理等へ速やかに移行できるよう呼びかけています。
3. 政府自らも率先して、暖房中の室温19℃を目途に適切に調整すること、ウォーム・ビズを励行すること、昼休みは業務上必要のない範囲で消灯、夜間は業務上最小限の範囲で点灯すること等の省エネルギーの実践項目に取り組みます。また、引き続き、庁舎等で使用している白熱電球の電

球形蛍光ランプへの切替えとともに、政府主催のイベントでは会場の暖房の温度設定の適正化等省エネルギーの努力、イベントを委託する場合の可能な限りのグリーン電力の活用等を盛り込んでいます。

(添付資料)

別添：「冬季の省エネルギー対策について」

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部局政策課長  
増山 壽一

担当者：土屋、鈴木

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 4531 ~ 6)  
03 - 3501 - 1728 (直通)